

第8回包括的核実験禁止条約（CTBT）発効促進会議
岸田外務大臣演説
（2013年9月27日，於：ニューヨーク）

共同議長，御列席の皆様，

はじめに，共同議長，ゼルボ事務局長を初め，本会合に向けて精力的に準備を進めてこられた全ての皆様に，心より感謝申し上げます。

私は，昨日の核軍縮ハイレベル会合でも申し上げたとおり，世界唯一の被爆国である日本の外務大臣として，また被爆地出身者として，核兵器の廃絶に向けた取組に対する格別の思いと共に，核軍縮を支持しています。CTBTは，現時点で未発効ですが，核実験禁止は事実上の国際規範になりつつあります。本日は，この規範をより一層確たるものとすべく，3つの行動を柱として提案させていただきます。3つの行動とは，①核実験が行われた場合の国際社会全体による協調的かつ強固な反対，②国際監視制度（IMS）の一層の整備強化，及び③発効要件国の批准に向けた政治的アクションの強化です。

共同議長，御列席の皆様，

まず，一点目の行動について述べたいと思います。本年2月，北朝鮮が三度目となる核実験を実施し，世界に衝撃が走りました。ここに御列席の各国を含む多くの国々から直ちに厳しい非難声明が出されたことは，明白な安保理決議違反である核実験を断じて容認しないとの国際社会の認識を示す何よりの証左であると思います。

国際規範化は、主権国による行動の蓄積の上でのみ成り立つものです。核実験が再び不幸にも実施された場合には、国際社会全体としてこれに対する明確かつ強力な非難を表明すべく、協調して行動することが不可欠です。加えて、各国が核実験に関する国連安保理諸決議を完全に実施することを担保し、断固たる核実験反対世論を形成していくことが極めて重要です。

二点目として、CTBTの下での国際監視制度（IMS）の整備・強化の重要性を強調したいと思います。世界各地に設置が進むIMS観測所は、現在、条約の想定する全施設のうち約82%がCTBTOによる認証を受け稼働しており、残りの観測所の早期設置と認証が急がれています。

本年2月の北朝鮮による核実験の際にも、日本を含む周辺国のIMS観測所から速やかなデータ共有が行われたことにより、迅速な情報発信及び状況の把握に繋がりました。既に述べた国際規範化をより強固なものとするため、核実験探知のための国際的ネットワーク整備を加速することが肝要です。

この観点から、先月、ゼルボ事務局長による訪中を契機に、中国国内のIMS施設の認証プロセスの一環として、CTBTOへのデータ提供が合意されたことを歓迎すると共に、今後の着実な進展を期待します。

IMSは、未批准国をもCTBT体制に巻き込んだ形で有効に機能せしめることができる点で、全ての国にとって推進する意義が大きいものと確信します。残りの観測所の整備とIMS体制の完成に向け、全ての国による努力と協力を求めます。

共同議長， 御列席の皆様，

最後に， 三点目として， 現在， 核軍縮を推進するための重要な政治的モメンタムが到来している中での政治的アクションの強化について述べたいと思います。先月のゼルボ事務局長就任を受け， C T B T Oは新たに賢人グループを発足させ， 昨日第 1 回会合が開催されました。日本からは阿部軍縮・不拡散センター所長が参加し， 日本としても同イニシアティブを全面的に支持しています。

さらに， 本年 6 月にはオバマ米国大統領が， ベルリンにおいて， C T B T 批准に向けた国内の支持獲得に向け取り組む旨改めて表明しました。日本として， これを歓迎します。

日本は， 今後一年間を， 核実験への明確かつ強固な反対と C T B T の早期発効に向けたモメンタムを最大限高めていく時期と位置づけ， 全ての国が発効要件国の批准に向けた政治的アクションを強化することを提案します。

具体的には， ①未批准の発効要件国は， 他国の動向如何に関わらず独自のイニシアティブで早期署名及び批准を追求すること， ②また批准国は， 未署名・未批准国に対し， あらゆるレベルで積極的に働きかけを行うことを求めたいと思います。

日本も， 引き続き， 未署名・未批准国， 特に未署名・未批准の発効要件国に対するハイレベルでの働きかけを積極的に行っていきます。各国の皆様と共に， 国際社会として核実験を許さないとの決意を揺るぎないものとし， 一日も早く C T B T 発効を現実のものとするべく， あらゆる努力を傾注していくことをお約束いたします。

御静聴ありがとうございました。